



# 埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金 申請要領

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 【申請受付期間】

令和6年3月13日（水）～ 令和6年6月17日（月）

※郵送申請は令和6年6月17日（月）（消印有効）まで

- 申請方法は、郵送又は電子申請です。窓口での申請はできません。
- 締切りを過ぎて提出されたものは受け付けることはできません。

## 【問い合わせ先】

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金コールセンター

0120-991-523（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時から午後6時まで（土・日・祝日除く）

※令和6年6月28日（金）まで

## 目 次

### I 交付要件

- 1 交付対象者…………… 2
- 2 交付対象となる車両…………… 2

### II 交付額の算定方法…………… 2

### III 申請手続等

- 1 申請受付期間…………… 3
- 2 申請方法…………… 3
- 3 申請書類…………… 5
- 4 申請書の様式等の入手方法…………… 6
- 5 申請書類の審査及び補正…………… 6
- 6 交付の決定…………… 7
- 7 その他…………… 7
- 8 申請手続に関する問い合わせ先…………… 7

## I 交付要件

### 1 交付対象者

交付対象者は、次のア～エの全てに該当する県内貨物自動車運送事業者です。

チェック	交付要件
<input type="checkbox"/>	ア 令和6年1月1日現在において、貨物自動車運送事業を営んでおり、交付申請日時点において、事業に必要な許可等を全て有したうえで事業を実施しており、今後も事業継続の意思がある。
<input type="checkbox"/>	イ 埼玉県内に営業所を有する事業者である。
<input type="checkbox"/>	ウ <u>本支援金</u> を重複して申請していない。
<input type="checkbox"/>	エ 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でない。

### 2 交付対象となる車両

対象車両は、令和6年1月1日現在において、次の各号の要件をいずれも満たす道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車とします。

- (1) 道路運送車両法の規定に基づき適法に運行の用に供していること
- (2) 交付対象者が貨物自動車運送事業法に規定されている事業の許可を受けている又は届出を行っている営業所（埼玉県内に限る）において、事業の用に供していること
- (3) 交付対象者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約若しくは自動車販売事業者との割賦契約等に基づき使用していること
- (4) 被けん引自動車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第2項に規定する被けん引自動車をいう。）でないこと。

## II 交付額の算定方法

令和6年1月1日現在における、交付対象者が事業に使用する対象車両の数において算定します。その対象車両及び単価は以下のとおりです。

対象車両の種別	単価
小型・普通自動車（緑ナンバー）	20,000円/台
軽自動車（黒ナンバー） オートバイ（緑ナンバー）	7,000円/台

※1 令和6年1月1日現在で、貨物運送事業に使用している埼玉県内ナンバー（「大宮」「所沢」「熊谷」「春日部」「川越」「越谷」「川口」）の車両が対象です。

※2 道路運送車両法を基に区分しています。道路交通法上の大型、中型自動車は普通自動車になります。

### Ⅲ 申請手続等

#### 1 申請受付期間

令和6年3月13日(水)から令和6年6月17日(月)まで

#### 2 申請方法

##### (1) 郵送の場合

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等を用いて、下記宛て郵送してください。

**(宛先) 〒330-0802**

**さいたま市大宮区宮町四丁目149番地3号 第8藤島ビル3F  
埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金事務局 行**

**※ 令和6年6月17日(月)の消印有効です**

##### < 郵送申請での提出にあたって >

「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で投函される場合は、必ず「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する問い合わせにはお答えできませんので、郵便追跡サービスを御利用ください。

##### < 注意事項 >

申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合、申請書類の一部のみを提出された場合は、審査を進めることができません。必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等で指定した期日までに郵送してください。申請書類が全て確認できれば、審査を進めます。

##### (2) 電子申請からの場合

電子申請システムは3月13日(水)午前9時から稼働します。

以下の専用サイトから申請してください。

<https://jimukyoku.site/saitama/truckunsoshien/>



※ 検索の場合

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金

検索

上記ワードで検索し、埼玉県のホームページから専用サイトにお入りください。

なお、申請はメール認証により受け付けますが、1メールアドレスで複数の事業者の申請を行うことはできません。このためお手数料おかけしますが、その際には個別にアドレスを追加するか郵送での申請をお願いします。

(例：行政書士の方が複数の事業者の申請を代理で行う場合など)

**※ 令和6年6月17日(月) 23時59分までに申請を完了してください。**

## 【推奨ブラウザ】

### WEB

Windows : Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox

Mac : Safari、Google Chrome、Mozilla Firefox

### スマートフォン

IOS : Safari、Google Chrome、iPadOS : Safari、Android : Google Chrome

※全てのブラウザで最新版のみ動作保証しています。

### 【注1】 県内に営業所が複数ある場合

運送事業の許可は、法人・個人単位で取得していることから、本社でまとめて申請してください。

### 【注2】 各項目の添付ファイルの容量

各項目に添付できるファイルの容量は10MBまでです。容量を超える場合には以下のコールセンターに御連絡ください。

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金コールセンター

電話番号 0120-991-523 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時から午後6時まで(土・日・祝日除く)

※令和6年6月28日(金)まで

### ～埼玉県からのお願い～

今般の原材料価格、エネルギーコストの上昇を踏まえ、県では適切な価格転嫁の促進に取り組んでいます。トラック運送事業者の皆様には法令を遵守して持続的に事業を行うため、国が示した「標準的な運賃」や燃料サーチャージの活用について御検討ください。

また、荷主、元請の皆様には、コスト上昇を踏まえた適切な価格転嫁に御理解、御協力をお願いします。

「標準的な運賃について」(全日本トラック協会 HP)

[https://jta.or.jp/member/kaisei\\_jigyoho/kaisei\\_jigyoho\\_202008.html](https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/kaisei_jigyoho_202008.html)

### 《参考》

埼玉県価格転嫁HP 『円滑な価格転嫁に向けた環境整備』

価格転嫁に関する情報が掲載されています。御活用ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kakakutenka-kiunjyousei.html>

### 3 申請書類

下表の申請書類を提出してください。また、必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。なお、事務局に提出された書類は返却しません。

	チェック	申請書類
1		埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金 申請書兼請求書 (様式第1号)
2		交付対象車両一覧 (様式第2号)
3		暴力団排除に関する誓約書 (様式第3号)
4		一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣等の許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る国土交通大臣等への届出書若しくは変更等届出書の写し ※許可証等を紛失している場合、許可年月日、許可番号がわかれば記載いただくか、事業報告書の控え等を送付ください。(その場合、通常より交付決定までに時間を要する場合があります。)
5		<b>【車検のある自動車】</b> ①電子車検証(ICチップ付きの車検証)の車両の場合 ・令和6年1月1日現在の使用者がわかる「自動車検査証記録事項」の写し ②従来の自動車検査証の車両(電子車検証に切り替わっていない車両)の場合 ・令和6年1月1日現在の使用者がわかる「自動車検査証」の写し <b>【車検のない自動車(125cc超250cc以下のオートバイ)】</b> ・令和6年1月1日現在の使用者がわかる「軽自動車届出済証」の写し ※対象車両すべてについて必要
6		個人事業主の場合は運転免許証の写し
7		本支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)

#### <注意事項>

申請書類は返却しません。また、必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、不交付決定をさせていただくことがあります。

## 4 申請書の様式等の入手方法

### (1) 専用サイトからダウンロード

以下の専用サイトから様式をダウンロードしてください。

<https://jimukyoku.site/saitama/truckunsoshien/>



※検索の場合

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金

検索

上記ワードで検索し、埼玉県のホームページから専用サイトにお入りください。

### (2) お近くの配布機関での受取り

- ・ 埼玉県庁商業・サービス産業支援課  
(さいたま市浦和区高砂 3-15-1 本庁舎 5 階北側)
- ・ 埼玉県自動車税事務所 (さいたま市大宮区下町 3-8-3)
  - 同 大宮支所 (さいたま市西区中釘 2152)
  - 同 熊谷支所 (熊谷市御稜威ヶ原 701-5)
  - 同 所沢支所 (所沢市牛沼 690-1)
  - 同 春日部支所 (春日部市増戸 752-5)
- ・ (一社)埼玉県トラック協会(さいたま市内大宮区北袋町 1-299-3)
- ・ 埼玉県トラック協会東部従業員サービスセンター (春日部市下柳 41-1)
  - 同 西部従業員サービスセンター (川越市南大塚 1 丁目 22-17)
- ・ 埼玉県トラック総合教育センター (深谷市黒田 2091-1)
- ・ 関東運輸局埼玉運輸支局(さいたま市内西区大字中釘 2154-2)
- ・ 所沢自動車検査登録事務所(所沢市大字牛沼字下原元 688 番地 1)
- ・ 春日部自動車検査登録事務所(春日部市大字増戸 723 番地の 1)
- ・ 熊谷自動車検査登録事務所(熊谷市御稜威ヶ原字下林 701-4)
- ・ 県内の市役所及び町村役場(軽自動車税担当窓口、商工業担当窓口)

※配布が終了している場合があります。

## 5 申請書類の審査及び補正

申請書類の受領後、事務局が交付要件に基づき内容を審査します。

### (1) 郵送により申請した場合

申請書類の内容について、事務局からメール又は電話で確認することがありますので、必ず日中連絡の取れる連絡先を申請書に記入してください。

申請書類に誤りや不足があった場合は、該当書類を訂正・追加の上、郵送してください。

### (2) 電子申請した場合

不備がある場合はメール又は電話でお知らせします。必要に応じて、専用サイトから申請内容の修正や添付書類の追加をお願いします。

## 6 交付の決定

### (1) 交付の決定

申請が適正と認められ、本支援金を交付する旨を決定したときは、後日、交付に関する通知をメール又は郵送し、本支援金を指定口座に振り込みます。

### (2) 不交付の決定

申請が要件に該当しないなどの理由で、本支援金を交付しない旨を決定したときは、後日、不交付に関する通知を郵送します。

## 7 その他

### (1) 状況報告及び是正措置

本支援金の交付に必要な場合は、事業所の検査又は報告を求めることがあります。また、検査又は報告の結果、本支援金の交付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。

### (2) 交付決定の取消し

交付決定後に虚偽の申請その他本支援金の交付が不相当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、本支援金の振込後に交付決定を取り消した場合は、当該支援金を返還していただきます。返還に当たっては、当該支援金を交付した日から返還された日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を納付していただきます。また、期日までに返還しなかったときは、期日の翌日から返還までの日数に応じ、未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付していただきます。

## 8 申請手続きに関する問い合わせ先

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金コールセンター

電話番号 0120-991-523 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時から午後6時まで(土・日・祝日除く)

※令和6年6月28日(金)まで

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金 申請書兼請求書

記入日： 令和 6年 4月 1日

（宛先）  
埼玉県知事

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金の交付を受けたいので、別紙の書類を添えて次のとおり申請します。

- ※ ご記入の際は、消えないインクのボールペンで記入をお願いします。
- ※ 申請書は機械で文字を読み取り判読します。枠内に丁寧に記入をお願いします。
- ※ 申請前にコピーを取り保管してください（事務局より再提出をお願いする場合がございます）。

1 申請者の情報

対象者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 （いずれかにチェック☑してください。）												
	〒330-9301												
本店所在地※1 又は住所	埼玉	都道府県	さいたま市浦和								市区町村		
	高砂3-15-1												
法人の名称 又は氏名	フリガナ	カブシキガイシャ●●●											
	株式会社●●●												
代表者又は申請者の生年月日(西暦)	1960		年	12		月	2		日				
代表者の職名 ※法人のみ	代表取締役												
代表者の氏名 ※法人のみ	フリガナ	●●●●											
	●●●●												
本支援金に関する連絡先	部署名 ※法人のみ	総務部											
	担当者名	●●●●											
	日中連絡のとれる電話番号	×××(×××)××××											
	メールアドレス	×××@××.××. . .											
法人番号※2 ※法人のみ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4

※1：本店所在地は、登記上の本店を記入してください。  
 ※2：法人番号は、国税庁から指定・通知される13桁の番号を記入してください。



## 2 申請金額の算定

### (1) 事業用に使用している車両（県内の営業所で使用している車両のみ対象）

(令和6年1月1日現在)

業種別区分（該当するものに✓）	事業用に使用している車両数 （緑又は黒の県内ナンバーのみ）	申請額
□ 一般貨物自動車運送事業 20,000円/台	(A) 5台	100,000円
□ 特定貨物自動車運送事業 20,000円/台	(B) 台	円
□ 貨物軽自動車運送事業 7,000円/台	(C) 台	円
支援申請額（(A) × 20,000円 + (B) × 20,000円 + (C) × 7,000円）		100,000円

## 3 支援金振込口座依頼

「埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金」は下記の口座に振り込んでください。  
 (法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者御本人名義の口座を指定してください。  
 これ以外の口座への振込みはできません。)

金融機関名	▲▲▲ 銀行 信金・信組 農協	金融機関コード (4桁)	1	2	3	4			
			支店名				支店コード (3桁)		
預金種別	□ 普通 ■ 当座	口座番号 (※)	1	2	3	4	5	6	7
			口座名義 (カタカナ) カタカナで記入してください。 カブシキガイシャ●●●● ダイヒョウトリシマリヤク●●●●						

※口座番号は右詰めでご記入ください。

金融機関名、口座番号、口座名義等は通帳の見開きページ（通帳を開いた1・2ページ）に記載されています。

※振込先がゆうちょ銀行の場合は、口座番号（記号・番号）を他銀行の形式（店名・預金種目・口座番号）に変換したものを記入してください。

ゆうちょ銀行以外

ゆうちょ銀行

普通預金

おなまえ ヤマダ タロウ 様

店番 001 口座番号 1234567

〇〇〇〇銀行  
【銀行コード: 01234】  
口座店 \*\*支店  
TEL: 01-2345-6789

記号 01 番号 1234

おなまえ ヤマダ タロウ 様

おところ (郵便番号 千123-4567)

埼玉県〇〇市〇〇1-2-3〇〇405号

株式会社ゆうちょ銀行  
(金融機関コード: 9900)

銀行口座開設(送金機能) 通常貯金ご利用の限度額 10,000,000円

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください  
【店名】〇〇(読み 〇〇〇)  
【店番】001【預金種目】普通預金【口座番号】1234567

書類管理番号 (事務局使用欄)	
--------------------	--

#### 4 誓約事項

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金の交付を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

支援金交付の申請をされる方は下記の内容を確認・了承した上で、  
①～⑦の全てに✓をしてください。

✓	誓約事項
✓	① 令和6年1月1日現在において、貨物自動車運送事業を営んでおり、交付申請日時点において、事業に必要な許可等を全て有したうえで事業を実施しており、今後も事業継続の意思があることを認めます。
✓	② 埼玉県内に営業所を有する事業者です。
✓	③ 「対象車両一覧（第2号様式）」に記載の車両は、申請者が営む貨物自動車運送事業の用に供するため、令和6年1月1日現在において、申請者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約若しくは自動車販売事業者との割賦契約等に基づき使用している車両です。
✓	④ 本支援金を重複して申請していません。
✓	⑤ 埼玉県から検査、報告及び是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
✓	⑥ 本支援金の申請及び交付に関する情報が、本事業の適切な執行を正当な理由において、埼玉県警察その他の行政機関等に共有される場合があることに同意します。
✓	⑦ この申請に関し、全ての申請要件を満たしています。もし、虚偽が判明した場合は、交付決定の取消や本支援金の返還等に応じます。また、この取消等により当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

提出書類チェックリスト

※提出前に以下の書類が揃っているか御確認ください※

	チェック	申請書類
1	✓	埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金 申請書兼請求書 (様式第1号)
2	✓	交付対象車両一覧 (様式第2号)
3	✓	暴力団排除に関する誓約書 (様式第3号)
4	✓	一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣等の許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る国土交通大臣等への届出書若しくは変更等届出書の写し  ※許可証等を紛失している場合、許可年月日、許可番号がわかれば記載いただくか、事業報告書の控え等を送付ください。(その場合、通常より交付決定までに時間を要する場合があります。)
5	✓	【車検のある自動車】 ①電子車検証(ICチップ付きの車検証)の車両の場合 ・令和6年1月1日現在の使用者がわかる「自動車検査証記録事項」の写し ②従来の自動車検査証の車両(電子車検証に切り替わっていない車両)の場合 ・令和6年1月1日現在の使用者がわかる「自動車検査証」の写し 【車検のない自動車(125cc超250cc以下のオートバイ)】 ・令和6年1月1日現在の使用者がわかる「軽自動車届出済証」の写し ※交付対象車両すべてについて必要
6	✓	個人事業主の場合は運転免許証の写し
7	✓	本支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)

<注意事項>

※申請書類は返却しません。また、必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、不交付決定をさせていただくことがあります。

※申請書類の不備や判読が困難(コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等)な場合は、申請をいただいた後、再提出等をお願いすることになり、本支援金の交付までに相当な時間を要することがあります。

※申請前にもう一度、提出する書類の確認をお願いします。

※書類の散逸を防ぐため、提出書類はすべてA4サイズとするか、A4用紙に貼付してください。

【申請書送付先】

※申請書類一式を「レターパックライト」「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等の郵便物が追跡できる方法で、次の送付先に郵送してください。

※「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で投函される場合は、必ず「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する問い合わせにはお答えできませんので、郵便追跡サービスを御利用ください。

〒330-0802

埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目149番地3号 第8藤島ビル3階  
埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金事務局 行

様式第2号(第6条関係)

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金

法人名又は 個人名	株式会社●●●●
--------------	----------

1. 埼玉県内の営業所の名称及び位置(令和6年1月1日現在)

営業所 番号	営業所の名称	営業所の位置	申請台数		
			一般	特定	軽
記入例	●●●●営業所	埼玉県●●市●●町11-100	1	2	1
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					



## 【記入例】

様式第3号（第6条関係）

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、支援金の交付申請をするに当たって、また、支援金の交付後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。
- (5) 事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結する。
- (6) 事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求めた際に、法人等がこれに従わない。

所在地：〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

事業者名\*：株式会社●●●●

代表者職・氏名：代表取締役 ●●●●

\*個人事業主で事業者名が無い場合は、記名不要です。



